

1 基本姿勢

私たち教職員は、「いじめ防止基本方針」に基づき、校長のマネジメントのもと、いじめのない学校づくりに向けて、学校組織をあげて取り組みます。

「生徒支援委員会」及び「いじめ防止対策委員会」が中心となって、未然防止、早期発見かつ早期解決に向けて、全教職員の共通認識のもと対応します。

2 共通理解

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条より)

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているもの」とされている。

【具体的な例】

- ア ひやかしやからかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコン・携帯電話等で誹謗・中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ類似行為 (新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項より)

「いじめ類似行為」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

【具体的な例】

インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、被害生徒がそのことを知らずにいるような場合など

(令和4年3月「いじめ類似行為」追記)

(3) いじめの理解

いじめとは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

3 いじめ対応の原則

(1) 基本的な考え方

- 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) いじめられた生徒またはその保護者への支援

- いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。
- いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携

し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

○いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて家庭謹慎等の指導をしたりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

○いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行うことが大切である。

(4) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

○いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、その再発を防止する措置をとる。

○事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

○いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

○生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。

○いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに家庭謹慎や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

○いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる、たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

○はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

○学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

○いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒への謝罪のみものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

○全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

4 補足

(1) 学校いじめ対策組織の構成員

いじめ防止対策委員会の一員としてスクールカウンセラーを加え、事案の内容や進捗状況に応じて、対策会議に出席してもらうことができる

(2) 第1次判断

第1次判断は、報告内容が「いじめの疑いがある事案なのか」を検討し、その後の対応を判断するとともに、「被害生徒を守る対応になっているか」を組織で確認する。いじめを認知した場合、事案によっては迅速な対応を行う必要があるため、報告を受けた管理職を中心とした関係職員だけで行うこともできる

(3) スクールカウンセラーの職務

いじめ対応に係るカウンセラーの業務は主に学校内での活動が中心となる

①未然防止、早期発見及び支援・対応等

②いじめ等を認知した場合、又はその疑いが生じた場合の援助

(4) スクールソーシャルワーカーの職務

当事者である生徒・保護者、教職員、地域の住民および関係機関等という学校内や学校の枠を超えて、それらのつながりを一層強化し、協働しながら、生徒の自立を促すためのコーディネーター的な立場

【主な活用（要請）例】

①「気になる生徒」について、助言が欲しいときや学校だけでは見えにくい背景について相談したいとき

②生徒・保護者などとの対応が難しい事案に関して、第三者との支援関係を作りたいとき

③家庭での家族関係の調整が必要な事案や、保護者自身が第三者に話を聴いてもらいたいとき

④校内職員研修会、PTA等保護者や地区住民対象の研修会

⑤その他、教職員による電話等での相談

(5) スクールロイヤーの活用

・子どもの権利を守るために、法的な視点で助言を行う

・解決困難な事案に対して、学校が行うべき対応について指導・助言を行う

①法相談の流れ：校長⇒生徒指導課（相談可否を検討）

⇒法相談の実施（県教委立ち会い）⇒経過について適宜報告

②相談例：学習権の保障を強く要望してきた、器物破損の際の費用弁償、トラブルに対して、保護者が文書での回答を求めた場合

(6) いじめSOSポストの周知

「本人・保護者からの訴えや相談への対応」の中に、「各種相談窓口」及び「いじめSOSポスト」を周知することを記載

(令和3年8月追記)

5 本校のいじめ対応手順

※令和3(2021)年度より「いじめ対策推進教員」を生徒支援委員会内に1名置く

5-1 第一報の流れ

【発見した(通報を受けた)職員】

- (1) すぐに概要を教頭に報告(口頭や簡単なメモ可)
(情報取得者が担任以外の場合は担任にも報告)
- (2) 教頭は、校長に報告し、指示を受ける(必要に応じて県教育委員会にも報告)
併せて、**いじめ対策推進教員(もしくは副委員長)**に連絡

※1 認知当初から、関係職員は「生徒対応メモ」「保護者対応メモ」「生徒指導対応記録」(県マニュアル版)などを活用し、適切に記録を残すこと(関係する記録は5年間保存です)。また、事実確認のためにSNS等のデータの保全をすること

※2 「学校生活アンケート」の場合は**実施後すぐに複数で**チェックし、認知漏れを予防する。その際、**気になる記述のあるものはコピーを教頭に提出する**。また、集計後、**アンケート用紙は全て教頭に提出する**

5-2 状況把握・事実確認、情報共有

【いじめ防止対策委員会】**進行：いじめ対策推進教員、記録：教頭**

※**いじめ認知時の対応チェックシート(会議編)**で確認

- (1) 報告内容が「いじめの疑いがある事案なのか」の第1次判断を行う。また、被害生徒を守る対応を確認する

※ 迅速な対応を行う必要がある場合は、管理職・いじめ対策推進教員を中心とした関係職員だけで行うこともできる

- (2) **調査班(いじめ防止対策委員、関係職員中心)**を編制する
併せて、できるだけ早い段階で、全職員に情報提供する。

- (3) 聴き取りを開始する。

その際、「**聴き取り用紙**」等を使用して、複数の職員で行う

～聴き取りの際の留意点～

- ①関係する生徒全てに対し、保護者に連絡することへの了解を得る
- ②情報提供生徒に対し、被害生徒に聴き取りの際、名前を出していいか確認する
- ③被害生徒に対し、加害生徒(もしくはその疑い)への聴き取りの際、名前を出していいか確認する
- ④その他の留意点等は「聴き取り用紙」自体に記載してあります

5-3 保護者への連絡

【原則、担任とする】※**いじめ認知時の対応チェックシート(保護者連絡編)**で確認

いじめ認知時の当初から関係する保護者とていねいな連携を心掛ける。場合によっては管理職、学年主任らと連携して家庭訪問等の対応をする。

また、以下の点については必ず確認する。

- ①**第一報の報告**
- ②**調査への着手の可否と調査にあたっての要望**

③調査の報告

④支援・指導の協力（家庭の指導・支援・見守りなど）

5-4 対応方針の検討

【いじめ防止対策委員会】

- (1) 状況把握・事実確認を終えたら、改めて委員会を開催する
※ いじめ対策推進教員が会議資料を作成する
- (2) いじめ対応に係る対応方針を決定する
その際、特別指導案件と判断した場合は、生徒指導部に引き継ぐ
- (3) 今後の支援・指導について対応班（当該学年、関係職員中心）を編制する
案件によってはSCやSSW等外部機関と連携する
※ いじめが起きた集団への働きかけや解消に向けた継続指導と見守りが重要
- (4) いじめ解消に向けた継続指導と見守りを全職員に依頼する
- (5) 教頭は「いじめ認知報告書」を作成し、県教育委員会に報告する
※ いじめの疑いとして動き出した案件で、結果として認知せずに報告を必要としない案件についても、「いじめの芽」として記録する

5-5 全職員に情報共有（職朝等で随時）

- (1) 認知後すぐに職員朝会等で情報共有する
- (2) 聴き取りなどの様子は随時各学年で情報共有する
- (3) 指導・支援の方針については、決定次第報告し、共通理解を図る

5-6 職員会議

- (1) いじめ対応に係る情報共有を行い、共通理解のもと、全校体制で対応する
- (2) 特別指導案件の場合は、職員会議で指導案を審議する

5-7 いじめ対応

【全職員】

- (1) 対応班での役割により、共通理解のもと、全校体制で指導・支援に取り組む
- (2) いじめ解消に向けた継続指導と見守りを行う
(事案発生後3か月を目安に観察や声かけなどの見守りを行う。特に被害生徒には週1回以上の上の声かけを担当中心に行う)
※ 指導の際は、被害生徒、加害生徒のみならず、いじめが起きた集団への働きかけを行う。特に、アンケート実施後などは、いじめの書き込みがなかった場合でも、書き込みはなかったが、あるけれど書けない、書かない場合もあるので、いじめと思われることがないわけではないという前提で、「いじめに気づく」感性を育むなどの話をする

5-8 いじめ対応の検証

【生徒支援委員会を中心に】

- (1) 指導等が一段落した時点で、会議資料等を基に事例の概要や対応を検証し、次回以降の対応に活用する

5－9 統括

【校長】

- (1) 校長は第一報時や委員会にて必要な情報の報告を受け、全ての対応に適切に指示をする（対応の各段階で必要な教職員の招集・指揮にあたる）
- (2) 保護者や外部機関との連携に留意し、対応を指揮する
- (3) 対応の検証結果を次回の対応に活かすよう修正を加える

6 本校のいじめ防止の取り組み 別紙「いじめ対策推進計画書」参照

6－1 組織と役割分担

【日常的な取り組みの推進】

組織：生徒支援委員会

構成：教頭、コーディネーター（いじめ対策推進教員を兼務）

各学年より担任を含む2名、生徒指導2名、養護教諭、SC 計12名

【事例への対処】

組織：いじめ防止対策委員会

構成：校長、教頭、いじめ対策推進教員（委員長）、生徒指導（副委員長）

各学年1名、養護教諭 計8名

※1 部は生徒支援委員会と兼務

※2 必要に応じてSCを加えることができる

6－2 主な取り組み

【定例業務】

学校生活アンケート、面談週間やSC面談、SNS教育プログラム、たよりの発行
自殺予防プログラム、情報交換会、相談窓口の周知、職員研修、講話 など

【事例対応】